

山梨県公報

第二千七十五号

平成二十二年

九月十六日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(三件)……………五四九
道路の供用開始(二件)……………五五〇

公告

富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧……………五五〇
富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧……………五五〇
松くい虫駆除命令内容の公表……………五五〇

企業局

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程……………五五一

告示

山梨県告示第二千八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十月七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沢千野線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山平沢字横手三三五番地先から 甲州市塩山平沢字戸口三四九番の二地先まで	旧	五・六 七・五	八五・〇

で

新 六・七
九・八

八五・〇

山梨県告示第二千八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年十月七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野田尻四方津停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
上野原市四方津字奥平道上二〇二五番の一地先から 上野原市四方津字奥平道上二〇〇六番の六地先まで	一四・五 一九・〇	一九・〇 二五・〇	三六・〇	四三・〇

山梨県告示第二千八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年十月七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道

二 路 線 名 甲斐中央線
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲斐市大下条字泉尻官有無番地先から 甲斐市名取字上河原一三六番の五地先まで	一六・二丁	一〇・七丁	三五三・四	三五三・四
	五六・二	三六・二		

山梨県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町大字中山字梨ノ木田八九二番地先から 南巨摩郡身延町大字中山字前田一一五番の一地先まで	一四二・〇	平成二十二年九月二十一日

山梨県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年十月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

公 告

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市大下条字泉尻官有無番地先から 甲斐市名取字上河原一三六番の五地先まで	三五三・四	平成二十二年九月十七日

● 富士川上流地域森林計画の変更新案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川上流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更新案を山梨県中北林務環境事務所及び峡東林務環境事務所において、平成二十二年九月十七日から同年十月十六日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更新案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十二年九月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川中流地域森林計画の変更新案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川中流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更新案を山梨県峡南林務環境事務所において、平成二十二年九月十七日から同年十月十六日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更新案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十二年九月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に

より公表する。

平成二十二年九月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 区域及び期間

1 区域

甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

平成二十二年十月六日から同月十二日まで

二 森林病害虫等の種類

三 行すべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し

て、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存

するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、同区域及びその周辺における松くい虫による被害の拡大を防止するため、三に掲げる措置を行う必要がある。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従

うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、

3 により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行つて見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

企業局

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年九月十六日

山梨県公営企業管理者 小 林 勝 己

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

山梨県企業局被服貸与規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「（発電管理事務所の職員に限る）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番